

＜ご案内＞新型コロナウイルス感染症に対するボランティア保険の補償について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ボランティア保険で新型コロナウイルスを補償するよう進めてまいりましたが、4月1日に遡及して新型コロナウイルス感染症補償を対象とすることが正式に決定いたしましたので以下の通りご報告いたします。

市区町村社会福祉協議会ご担当者様には大変ご迷惑をおかけいたしました。今後ともよろしく願いいたします。

記

1. ボランティア保険 新型コロナウイルス補償拡大について

(1) 補償内容 詳細は裏面の【改定後の各コース一覧】をご覧ください。

以下の特約を補償内容に新たに追加し、特定感染症（新型コロナウイルス含む）を補償対象と致します。※本件に伴う保険料の追徴などはございません。

○特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

○特定感染症危険「葬祭費用」補償特約

(2) 特定感染症

特定感染症は、感染症予防法に規定する以下感染症のことをいいます。

今回の新型コロナウイルスは以下には該当しませんが、補償対象となります。

※新型インフルエンザは補償されません。

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS（重症急性呼吸器症候群）、鳥インフルエンザ（H5N1）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 を含みます。）、腸チフス、パラチフス

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償されます。

ボランティア活動中の感染か否かは、感染前後の状況等を確認し保険会社にて判断します。

(3) 適用期間 この取扱いは令和2年4月1日に遡って補償します。(4) よくあるご質問 (Q&A)

Q1. 自宅療養やホテルでの隔離の場合、保険金は支払われるか？

A1. 医師の指示のもと、自宅やホテル（隔離先として指定されている）などの施設で療養する場合は「入院」しているものとみなし、保険金をお支払いします。（新型コロナウイルスに罹患している場合に限る）

Q2. 活動中に罹患したかどうかの判断はどのように行うか？

A1. ボランティア活動前後の感染者の行動を確認し、ボランティア活動以外で他感染者との接触がないかなど、総合的に状況を分析し、保険会社が判断を行います。

ボランティア保険は、ボランティア活動を行う「活動者」が加入する保険です。

(注)「福祉行事保険」は補償の対象となりません。

【改定後の各コース一覧】

天災補償なし	基本コース					
	Sプラン		Aプラン		Bプラン	
	基本補償	特定感染症 (新型コロナ含)	基本補償	特定感染症 (新型コロナ含)	基本補償	特定感染症 (新型コロナ含)
死亡保険金	900万円	×	900万円	×	2,000万円	×
後遺障害保険金	900万円限度	900万円限度	900万円限度	900万円限度	2,000万円限度	2,000万円限度
入院保険金日額	5,000円	5,000円	6,500円	6,500円	10,000円	10,000円
通院保険金日額	3,000円	3,000円	4,000円	4,000円	6,000円	6,000円
特定感染症葬祭費用(300万円限度、実費)※	×	○	×	○	×	○
賠償保険金	3億円		3億円		3億円	
保険料	250円		300円		500円	

天災補償あり	天災コース					
	天災Sプラン		天災Aプラン		天災Bプラン	
	基本補償	特定感染症 (新型コロナ含)	基本補償	特定感染症 (新型コロナ含)	基本補償	特定感染症 (新型コロナ含)
死亡保険金	1,100万円	×	1,500万円	×	3,300万円	×
後遺障害保険金	1,100万円限度	1,100万円限度	1,500万円限度	1,500万円限度	3,300万円限度	3,300万円限度
入院保険金日額	5,000円	5,000円	6,500円	6,500円	10,000円	10,000円
通院保険金日額	3,000円	3,000円	4,000円	4,000円	6,000円	6,000円
特定感染症葬祭費用(300万円限度、実費)※	×	○	×	○	×	○
賠償保険金	3億円		3億円		3億円	
保険料	450円		600円		1,100円	

上記赤字部分が今回追加補償の対象となった部分です。

(注) 特定感染症（新型コロナウイルス含）による死亡は、保険金支払はありません。（補償対象外）

(※) 葬祭費用保険金は、300万円を限度に実費でお支払いいたします。

葬祭費用保険金は補償対象者の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に支払われます。

【問い合わせ先】

〒604-8151

京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町 227 第12長谷ビル 6F-A

株式会社エスアールエム

TEL:075-255-0883

FAX:075-255-0882